

令和7年4月8日
相模原市発表資料

令和6年度市民税・県民税・森林環境税に係る徴収方法の誤りについて

「令和6年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」の一部に徴収方法の誤りがあることが判明しましたのでお知らせいたします。

本件につきましては、市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、おわび申し上げます。

1 概要

令和7年3月28日に市税の収納状況についての確認作業を行う中で、「令和6年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」において、税額の徴収方法を公的年金から差引きする公的年金特別徴収として通知した方のうち、46名（約136万円）について、特別徴収が行われておらず未納となっていることが判明したものです。

2 原因

令和6年度市民税・県民税の定額減税への対応として、徴収方法への影響を確認するための様々なリストを作成し検証する過程において、公的年金特別徴収が出来ない方についてのリスト処理が行えていなかったことが原因です。

3 今後の対応

対象の方には、徴収方法を公的年金特別徴収から納付書で支払う普通徴収へ切り替えた「令和6年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」及び納付書を送付します。

通知書には、本件についての内容と問合せ先を記載したおわび文を同封するとともに、個別に説明を行ってまいります。

今後は、システム運用に係る作業に当たっては、検証業務を徹底し、再発防止に努めてまいります。

問合せ先
市民税課
直通電話 042-769-8221
対応責任者 宮地